

平成25年4月15日

【事務局】 それでは、ちょっと定刻より早いようでございますが、委員の皆様方おそろいですので、会議を開始させていただきたいと存じます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はマスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。カメラ撮りは事前をお願いしてありますように、議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本部会の議事につきましては、分科会に準じまして、プレスを除き、一般には非公開というふうになっております。

また、議事録につきましては委員の名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、ご了承願います。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認を最初にさせていただきます。お手元の議事次第の紙の次のページに配布資料一覧がついております。そちらのほうをご覧ください。

その後ろ、クリップどめを外していただきますと、資料1が委員の名簿でございます。

資料2が天井の脱落防止に関する告示の資料でございます。

資料3がエスカレーターの脱落等の告示の関係の資料でございます。

資料4がエレベーターの保守点検の標準契約書案の概要。

資料5が特定行政庁より報告を受けた建築物における事故の概要。

資料6が石川県内のエレベーター事故の中間報告書の概要。

資料7がホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果について。

資料8が認知症高齢者グループホームの火災概要等について。

資料9が給湯設備の転倒防止対策の告示の資料。

資料10がエレベーターの主索破断事故への対応に関する資料でございます。

その後ろに参考資料といたしまして、参考資料1が天井関係の告示、参考資料2-1から2-5までございますが、エスカレーターの脱落、あるいはエレベーターの地震に対す

る構造計算の基準を定める件等の告示の資料が続いております。

参考資料3に建築設備の構造耐力上安全な構造方法の告示の資料を、参考資料4-1と4-2が昇降機と遊戯施設の定期点検報告に関する告示の資料でございます。

参考資料5-1がエレベーターの保守点検の標準契約書の案、5-2がその記入例でございます。

それと資料番号振ってございませんが、クリップどめした資料とは別に2枚お配りしておりますけれども、1つが建築物の耐震改修促進法の改正案の概要の1枚紙、それと最後の紙が淡路島付近を震源とする地震についての概要版、本日の配布資料は以上でございます。

欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、まず定足数の確認をさせていただきます。本日は本部会の委員、臨時委員の3分の1以上がご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

ただいまから議事に入るわけでございますが、社会資本整備審議会の委員の改選が去る2月27日付で行われております。その後初めての部会ですので、現在部会長が決定されていないという形になりますので、部会長が決定されるまでの間、私のほうで議事進行させていただきます。

それでは議事の1つ目でございますが、部会長の互選でございます。社会資本整備審議会令第7条第4項の規定によりますと、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、今回の委員の改選で本部会の委員3名に変更はございませんでしたので、引き続き〇〇委員に部会長をお願いしたいと事務局から提案させていただきますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局】** ありがとうございます。それでは、引き続き〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

**【部会長】** それでは、今ご指名でございますので、引き続き建築物等事故・災害対策部会の部会長を、あと2年務めさせていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

議事の1として部会長の互選、その次が部会長代理の指名ということでございます。社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私から部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

部会長代理には〇〇委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 それでは、お手元の議事次第に沿いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。前回は多分昨年8月に開かれて、やや間を置いたということになります。事故対策ということだけのご報告だけになるかと思っておりましたら、一昨日、ご存じのような地震が起りまして、ちょっと災害関係でも、今日はおとといの今日のことでございますので、お手元の資料として1枚配布いただいておりますのでございます。これは後で報告ということで、事務局のほうからご報告させていただきたいと思っております。

それでは、議事の2の建築物における天井脱落対策について、これ事務局のほうからご説明させていただきたいと思っております。

【事務局】 天井の脱落防止措置に関する政令及び省令、並びに告示について、資料2をお願いいたします。

資料2でございますが、まず経緯といたしまして、東日本大震災が起きまして、大規模空間を有する建物におきまして天井が脱落する事案が多数生じてございます。このために昨年、24年の7月からでございますが、この天井脱落対策試案をまとめまして、意見募集をしたところでございます。その意見募集を通じて寄せられた意見を踏まえ、施行令、関係告示につきまして2月28日から3月29日までについて、意見募集を行ったところでございます。この中身と、あといただいたご意見、それに通ずる考え方を説明させていただきます。

まず、基準の考え方でございますが、安全上重要である天井といたしまして、下に書いてあるものを考えてございます。まず、居室、廊下、その他人が日常的に利用する場所に設けられる天井であること、また、天井の落下による衝撃で人に危害を与えるおそれが高いものとして、一定以上の重量があるもの、一定以上の高さがあるもの、一定の面積があり避難が困難であること、これ基本的に「かつ」でございますが、この全てに当てはまるものを安全上重要である天井としまして、一定の基準を明確化していきたいというものでございます。

具体的に安全上重要である建物に求める性能でございますが、考え方としましては、中

地震で天井が損傷しないこと、これによって中地震を超える一定の地震においても脱落の低減を図るというものでございます。何で大地震じゃないのかということでございますが、現在の技術的知見では大地震時には構造体自体が非常に損傷を受けて大きく変形するおそれがございます。こういう構造体にさらにつり下げられている天井自身の変形を予測することが非常に難しゅうございます。このために、大地震時に天井の脱落を防止するという具体的な基準化をするというのは非常に難しいために、中地震で天井が損傷しないという、脱落よりも1個強い損傷というレベルでの性能を求めまして、この中地震を超える一定の地震においても脱落低減を図ると、こういう考え方の頭の整理を行ったところでございます。

基準に関しましては、ページは次のページになりますが、ページ6をお願いできますでしょうか。ページ6に絵が描いてございます。安全上重要な天井に関しましては、今も申し上げた中地震で天井を損傷しないことという性能を求めまして、以下のいずれかのルートということで、仕様ルート、計算ルート、特殊計算ルートというものを設けてございます。なお、現在仕様として決めて、今回告示をさせていただいたのは、下の絵の青い枠でございますが、水平方向の地震力に対して斜め部材等を適切に配置して、周辺にクリアランスを確保するという一方で、ある程度かたくして、かつ周りにクリアランスを設けることによって周りにぶつからないと。衝撃が天井自体に伝わらないというレベルのものを求めてございます。ただ、天井に関してこれ以外の工法によるものもこれから順次、またこういう規制が始まりますと開発される部分が出てくると思います。そういう場合につきましては、仕様・計算ルートの追加により対応、また一定の設計ルールの認定（一般認定）等を考えているということで考えてございます。現段階で示している告示に関しては、今回示している告示案はこういうものでございます。

なお、下のほうに絵がありますが、典型的な天井というものは、下の絵にありますように、天井板を一定の構造材で作りまして、それを、ちょっと白い線でわかりにくくなっていますが、つりボルトというものでつり下げてございます。これに関しまして、この斜め部材をかなり密に配置をいただきまして、水平方向に対してきちんと耐えていけると、そういうような構造を考えてございます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

既存建築物に関する緩和措置というのがございます。既存建築物における安全上重要である天井につきましては、改修の基準として天井材が損傷しても落下しない次の措置を、

もちろんこの既存建築物について、この現行示した基準であってもいいわけですが、それ以外のものとして、ネット、ワイヤー、またはロープによって落下による衝撃が作用した場合においても、まず第1段階としての落下防止措置をとるという方法も規定する予定でございます。

3ページをお願いいたします。パブリックコメントの内容でございます。何点か、かいつまんで説明をさせていただければと思います。上から3つ目のところでございますが、フェールセーフが新築に認められていないのはなぜかという問いがございました。ネットですとか、ワイヤーまたはロープの設置の基準については、これで本当に最終的に地震において脱落しないという技術的知見が現段階ではまだ不足してございます。現在、ワイヤー等をつけられたものについては、脱落して1段階はまず脱落を抑えることはできるんですが、落ちた後にさらにぶつかって落ちないかとなると、そこはまだあまりきちんと考えられていないというレベルのものでございます。ただ、既存建築物の増改築については、新しい基準の適用は困難な場合も多いというか、ほとんどの場合だと思いますので、一時的に安全を確保することが可能なものにつきましては、既存建築物の増改築に限り基準に位置づけたいというふうに考えてございます。

また、一番下でございますが、安全上重要である天井に該当しない天井はどうかというものでしょうかと。設計者の判断で安全を確保するというものでしょうかというものについてでございますが、先ほど申しましたように、安全上重要であるものというのは一定の危険性が高いものというものに限定して、今回基準化をしてございます。このためにそれ以外の、次のページ、4ページであります。それ以外のものに関しましては、具体的な設計については設計者みずからの判断をしていただくという形になるかと思っております。どのレベルでの安全性を守るかというものについては、設計者の判断ということになるかと思っております。

また、下から3つ目でございますが、前回の試案時にはクリアランスを10センチという形で示してございましたが、今回それを6センチということに変更してございます。なぜ変更されたんですかということの問いでございます。前回この10センチと示したものについて、非常に多くの厳しいんじゃないかというご意見をいただきました。これにつきましては、10センチにつきましては従来の指針等を踏まえ10センチという数字を出してございましたが、ご意見を踏まえ、さらに精査をいたしまして、中地震に対して必要なクリアランスを確保し、さらに1.5倍の余裕を持つという根拠で6センチというものを示してございます。

天井に関して、説明は以上でございます。

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。それでは今、事務局からのご説明につきまして、何かご質問、ご意見を含めてご発言をお願いしたいと思います。この件は初めに経緯というところで書いてございますように、一度意見募集を行いまして、その後、今年に入ってから1カ月間パブリックコメントを行ったものでございます。告示に対してパブリックコメントを行ったものです。その結果が3ページ、4ページという形で寄せられています。告示そのものは資料3でよろしいんですか。

【事務局】 告示そのものは参考資料1です。

【部会長】 参考資料1ね。参考資料1に告示の案が出ております。

どうぞ、〇〇委員。

【委員】 ちょっと質問ですが、4ページの6センチの根拠の中の、「天井の許容耐力を考慮して1.5倍以上一定の余裕」という言葉の意味ですが、どういう意味ですか。

【事務局】 要するに中地震で計算すると大体、一定の想定が前提ですけれども、4センチ変形すると。さらにもうちょっと大きい地震であってもということで、1.5倍ですから6センチまではもつということです。

【委員】 ぶつかってもということですか。

【事務局】 ぶつからないということです。

【委員】 ぶつからない。

【事務局】 要するに中地震でも4センチしか変動しないように求めると。さらに1.5倍の波が来てもぶつからない、そのくらいのクリアランスに余裕があるということです。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

【部会長】 はい。よろしゅうございますでしょうか。 〇〇委員。

【委員】 設備機器も天井に合わせてくっついていると思うんですが、設備機器の安全性については、この今回提案されている新しい基準との関係はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

【事務局】 設備機器直接のものについては今回やってございませんけれども、基本的に天井につける、要するに天井に水平力を期待する設備というのは、これなんかかなり天井と一体的についていますので、そういうものについては当然この中であわせて計算して、設備機器とぶつからない、もしくは設備機器も天井と一緒に動くものについては、それも荷重に入れて計算すると、そういう形で整理をさせていただきます。

【委員】 はい。

【部会長】 はい。ほかにご意見よろしゅうございますでしょうか。特にないようでしたら、この形でパブコメを受けて、これは、パブコメにはこういう回答はされると思いますけれども、今回の参考資料1にあるような告示、こういう形で告示を出すということをご了解いただけるでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは参考資料1の告示を発行するというので、ご了解いただけたと思います。

ちょっと細部にわたりまして、私のほうからお願いでございますけれども、これは、今、事務局からありましたように、パブコメでもありますように、どうしても今の知見では構造体の変形が出ないから中小地震に対してある性能を確保して、それが間接的に大地震の落下防止を図るということでございますけれども、ぜひ今後、やはりパブコメから指摘されたことは正鵠を得ておりますので、折に応じて、ぜひこの大地震時に対する落下防止ということも次の課題として残しておいて、ご検討を進めていただきたいと思います。その点は私のほうから要望事項として出しておきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、委員、どうぞ。

【委員】 この既存建築物における緩和措置というところなんですけど、これは強制はできない位置づけになるかと思うんですけども、これはどういう位置づけになるのかを教えてくださいとありがたいんですが。

【事務局】 済みません。ちょっとここは説明が足りません。申しわけございません。基本的にこれにより、今回のこの告示を告げることによって、既存の建物に関しましては既存不適格という形になりますので、もちろん増改築時ですとか、大規模修繕のときには直すことが求められます。その直すときの緩和と、そういう意味です。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【部会長】 資料の6ページの上のパワーポイントに書いてあるような形で、既存建築物に対する、既存の天井に対する対策、これは一番右の欄でございます。こういう形で。

ちょっともう1点よろしゅうございますか。これ告示を出すということについては私も異存はございませんが、3ページのところで、今回の告示の天井の安全性確保というのが、いわゆる適合性判定の対象になるということになって、多分適合性判定する機関に対して、ある程度のモデルケースを出す必要があるのではないかと思います。ぜひそのあたりの計算例ですかね、そのあたり、もしそれに対するお考えと、現在取り組んでいらっしゃるの

であれば、その進行状況について、今この場で簡単にご報告いただけますでしょうか。

【事務局】 はい。実はこれ、済みません、先ほど説明で省いてしまいましたが、パブリックコメントですね。全体で319件という非常に大きなご意見をいただきましたが、ほとんどが、要するに参考例とか、技術情報をもっと出してくれという、そういうようなお問い合わせがほとんどでございました。このために、これらにつきましては何とか今年の秋までにはきちんとした形で情報を取りまとめて、技術情報を取りまとめて出したいというふうに考えてございます。

【部会長】 はい、ではもし委員の方々でご協力できる方がいればよろしくお願ひしたいということで、この議案、ご承認いただいたとして、次の議題を進めたいと思います。

次の議題は、エスカレーターの落下防止対策及びエレベーターの地震対策等ということでございます。

それでは議事3について、これは事務局のほうからご紹介いただきます。

【事務局】 よろしくお願ひします。エスカレーターの落下防止対策及びエレベーターの地震対策等について、資料3で説明をさせていただきます。それから、参考資料2-1から2-5までに、現在パブリックコメントをしています告示案を添付させていただいております。必要に応じてご参照いただければと思います。

それでは、資料3をご覧ください。

まず改正の経緯ですが、東日本大震災においてエスカレーターの脱落事案が発生したことを受けまして、エスカレーターの落下防止対策試案を取りまとめました。平成24年7月31日から9月15日までの間で意見募集を実施しております。この意見募集の結果を踏まえまして、エスカレーターの脱落防止に係る告示案を作成しております。

また、エレベーターにつきましても、同じく東日本大震災において発生したつり合いおもりの脱落ですとか、レールの変形などの被害を受けまして、エレベーターの地震対策を講じることとする規定をする告示案を作成しております。

今回これらのエスカレーターとエレベーターの地震対策と、そのほかに所要の改正を行う告示案について意見募集を4月12日から開始しております。本日はこの告示案についてご審議をいただきたいと考えております。

続きまして改正告示の考え方ですけれども、(1)の地震対策についてご説明をいたします。①番のエスカレーターの脱落防止ですが、これにつきましては大規模地震時に建物に生じると想定される層間変位によって、エスカレーターの建築物の支持部分から外れて落

下しないということを求めております。具体的な対策としましては、I番の端部に十分なかかり代を確保するという方法と、端部の支持部分でかかり代を確保するかわりに、支持部分から外れた場合に別に設けたバックアップ措置によって脱落防止を行う対策のいずれかを講じることとしております。

具体的には3ページをごらんいただきたいのですが、資料の上半分がエスカレーターに関する部分ですが、下の図にございますとおり、エスカレーターはトラスなどのエスカレーターの構造体の端部を建築物の支持部分に引っかけて支持してありまして、対策1としましては、右上の対策1という図にございますけれども、地震時の建築物の変位によって端部に係っている部分が外れないようにかかり代の長さ、赤枠で囲ってある「十分な「かかり代」と書いてある部分ですが、をとることによって、脱落防止対策をとるというものでございます。

対策2としましては、その下の図になりますけれども、エスカレーターの構造体の中間部を下から支えたりですとか、上部から吊るといったようなことをすることによって、端部のかかり代から外れてしまったような場合に、別にバックアップ措置でエスカレーターを支えようというものでございます。その他、新たな方法の場合に適用する特殊検証ルートなどございまして、これらのいずれかの方法で大規模地震時にエスカレーターが脱落しないことを求めるというものでございます。

次に、エレベーターの地震対策についてですけれども、1ページに戻っていただければと思うのですが、②番の釣合おもりの脱落防止とございますけれども、釣合おもりと申しますのは、ロープ式のエレベーターなどでかごの重量をバランスさせるために、ロープの反対側についているものでございまして、大規模地震時に釣合おもりが枠から外れて脱落するという事案がございまして、今回その対策を講じるために、釣合おもりが枠から外れて落下しないようにということで、通しボルトなどで枠にとめつけるというような措置を求めるものでございます。

それから③番目のエレベーターの耐震性の確保ですけれども、機械室なしエレベーターのレール部分ですとか、駆動装置を支える支持梁などのエレベーターのかごを支える主要な構造部分というのがございまして、そちらを構造計算によって安全性を確かめることによって、大規模地震時に損傷してかごを支えることができなくならないようにするということを求めるものでございます。

以上が地震対策でございます。

次にページ変わりました、(2)の改正案について説明をいたします。

エレベーター等の安全性を確保するためとございまして、その下に乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにおける安全装置等の設置が適用除外される構造方法の明確化というふうにございまして、現行の規定では乗用と寝台用以外の、いわゆる荷物用のエレベーターにおいて、安全上支障がない場合については戸開走行保護装置などの安全装置の設置などについて適用除外にできるという規定になっております。今回これについて、人が出入りせずに利用する構造のエレベーターなどを安全上支障がない場合として告示に具体的に定めようとするものでございます。

改正の説明としては以上になります。

今後のスケジュールですけれども、現在パブリックコメントを5月12日までの間に実施することになっておりまして、パブリックコメントの内容、結果にもよるところはございますが、5月ごろの公布、施行は平成26年の4月を予定しているというところがございます。

それから、本日の審議後の進め方についてですけれども、パブリックコメントの結果によって修正の必要があった場合につきましては、部会長にご相談をさせていただきまして、大きな方針の修正などが必要な場合については当部会に改めてお諮りをさせていただくと、軽微の内容につきましては、修正内容については部会長にご一任いただくという形で進めることをご提案したいと考えております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【部会長】** はい、ありがとうございます。それでは今、事務局からご説明がありましたエスカレーターの脱落防止、それからエレベーターの構造上安全値を高めるための構造計算基準ということにつきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

これも経緯のところからお読みいただくように、昨年度に一応構造基準委員会の案として意見募集をしてございまして、それを踏まえての今回の告示のご提案でございます。

先ほどの天井と違って、こちらは大地震を狙っているんだということと、それから、ただ仕様ルートのところは、今中小地震時の地震度からの応答を出して、その5倍程度プラスかかり代の20センチを確保するという形になっております。ちょっと天井の基準とこれを明確に考えないと、いろいろ混乱するところもあるかもしれません。

これはあれですか。既存のものはどうするというのは特に、今回のこの中でうたわないということでしょうか。

【事務局】 既存のものにつきましては、その天井のほうで定めておりますような緩和措置というのは特に予定してございませんで、既存、新築にかかわらず同じ基準に適合していただく形になるかと思えます。

【部会長】 どうですかね、このあたり。設備更新のときに何か考えろというようなことを言えるかどうか。もしくは業界としてそれが可能かどうかというあたり、もし委員の方々でご意見ございますでしょうかね。具体的に、例えば百貨店なんていうと、どのぐらいでかえているんでしょうかね。

【委員】 ちょっとわからないです。ごめんなさい。

【部会長】 そうですね。あまりエレベーターって更新して速くなるわけでもないし、その辺の情報ご存じの方いらっしゃいますか。更新という、いわゆる、先ほどの天井でいくと大規模改修みたいにかわる場所。

【委員】 そういう意味では、エレベーターのほうは早く来ますね、きっと。

【部会長】 エレベーター……。

【委員】 エレベーター、エスカレーターのほうが、多分改修、天井をかえるよりは先に来ますね。

【部会長】 天井よりはサイクルが早そうということですか。どうですか。告示にそういうことは書けないんでしょうかね。何かこう改修……。エスカレーターを新しいのに、多分省エネかどうかわかりませんが、どうなんですかね。デザインがいいのか、速くなるのか。改修するときには、なるべくこういう現基準に適合するようにしろというのは書けないんでしょうか。

事務局のほうから。

【事務局】 先ほど、ちょっと天井のところでもご説明いたしましたけれども、仮に建物本体に増改築が行われるような場合には設計適用されるケースがございますので、そのときには直していただかなければいけないと思いますが、おそらくエレベーターとかをかなり更新をする、本当に入れかえてしまうような場合は新しい基準に適合していただくことになるんじゃないかと。逆に古いのに合わせてわざわざつくるというのはあり得ませんので、そこは大丈夫かなと思いますが、一応エスカレーターでいいますと、この脱落防止装置というのが、むしろ既存のものを想定した対策でございまして、おそらく既存のものは、このかかり代自体をとることは非常に困難なケースが多いものですから、脱落防止措置をできるだけとっていただくというようなことで、これは更新にかかわらず、今後必要

に応じて改修の指導をさせていただいて、できるだけ早期にこういう対策をとっていただくように、消費者の方には働きかけていきたいというふうに考えております。

【部会長】 どうもありがとうございました。では、〇〇委員。

【委員】 先ほどの2の(2)ですけれども、エレベーター等の安全性のところ、いわゆる乗用とか寝台用のエレベーター以外のエレベーター、これは今まで事故というのがかなりこういうもので起きていて、T典禮の事件なんかも含めていろいろあった。これは別に地震とは関係なく対応するのでしょうか？参考資料2-5というところにかかれているのが案だと思うんですが、これは今まで幾つかそういう、幾つかというよりか、かなり多かったと思うんですけれども、そういう今までの事故というのが、さっきのフェールセーフみたいな話がありましたけれども、ある程度予防ができるという形を考えられているのでしょうか。

【事務局】 〇〇先生おっしゃるように、この荷物用で非常に事故が多いです。これはむしろ違法な状態で設置されたものが多くて、基準自体もかなり合わないような、基準には合わない状態で設置されているものが起こってしまっていて、今回これを出させていただくのは、今まで荷物用という、何でも荷物用といえば戸開走行保護装置なんか外れていることになっていたものですから、荷物用として、本当に人が乗らないような条件をきちんと決めて、人が乗らないようなものについてはそういうのは設置免除しようと。逆に人も一緒に利用するようなものは設置をしていただくというようなことを、基準上明確化するという趣旨でございます。そういう意味で、違法なものは違法なものをちゃんと直していただくということは別途やっていくことが必要かと思えます。

【委員】 はい。

【部会長】 ですから、これちょっと題目が複雑なんですけど、これは今回の地震対策というよりは、今までの〇〇委員のほうの事故調査部会で非乗用のエレベーターで結構けがをされたり、命を落とされているような事例があったものですから、今回それを明確にしたという。

よろしゅうございますか。はい、じゃあ〇〇委員。

【委員】 資料3の3ページのところに、エスカレーター落下防止対策について、1.仕様ルート、対策1のところ、かかり代は中規模地震時の層間変形角の5倍の層間変位プラス20ミリを原則としと書かれています。これは大規模地震時に生ずると想定される建築物層間変位はこれだと考えなさいという意味だということですのでよろしいでしょうかとい

うのが1つ目の質問で、2つ目の質問が、100分の1を下限として緩和といているのは、この100分の1というのは、ここでいう5倍の層間変位プラス20ミリを合わせたものを100分の1といているのかどうか教えていただきたいんですが。

【事務局】 まず最初のご質問ですけれども、ご質問にあったとおりでございます、大規模地震時に生じると想定している層間変位を、そちらにあります中規模地震時の5倍プラス20ミリという形でかかり代をとってくださいという形です。

それから100分の1の取り扱いにつきましてですが、層間変位が100分の1という取り扱いになりますので、100分の1プラス20ミリという形になります。

【委員】 わかりました。

【委員】 先生、いいですか。

【部会長】 はい、じゃあ〇〇委員。

【委員】 ちょっと私もかかわっているのであれなんですけれども、先ほど〇〇部会長のほうからお話ありましたけれども、やはりこの、特に既存のやつなんです。本当に建物にどのくらいの変形量が生じるのかとかいうところまで含めて、具体的な対応策をどうとっていくかというのは、ちょっといろいろ、これから判断していく上での課題は幾つかあるのかなというふうに感じているんですね。いろいろな手法を今考えて、エレベーター業界の方たちで考えてはいらっしゃるんですけども、なかなかそれがどのくらい、何かいま一つ建築の構造設計側とのあれも、大分今回いい方向には行っているかなと思うんですけども、いろいろ情報公開がないと非常に厳しい部分もあるかなというのを思っておりまして、何らかの機会にそういういろいろ、もう少し具現性を持たせるためにこの安全対策が何らかの試みをしないとイケないかなと思ってはおります。

以上です。

【部会長】 今のご意見ということでよろしゅうございますか。質問とか、そういうことではございませんね。

【委員】 はい。

【部会長】 この、今のパワーポイントの3ページ目のこれでいくと、計算すれば特殊検証ルートでいいんですね。自分で計算すれば、オート計算やって。もしくは何らかの方法で、スペクトラム法でもいいんですけども、このくらいの変形だということであれば、それを使って構わないと。

【事務局】 部会長がおっしゃられているのは、おそらく層間変位の構造計算のことか

と思いますが、それは1の仕様ルートの中で実際にそういった計算をしていただいて、変形角を求めるといことは可能になっておりました、それ以外にもっと新しい構造方法なんかが出てきた場合について特殊検証ルートを使うというような構成になっております。

【部会長】 ああ、そうですか。それが3ページ目の構造計算によって確かめられた上に100分の1を下限として緩和するというので……。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

【部会長】 例えば200分の1でもということですね。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

【部会長】 まあ計算できるようになったということ。

いかがでございましょうか、この告示案について。よろしゅうございますか。

それでは告示案は、告示を出すということについてはご了解いただいたということで、先ほどのほうからありましたように、これ現状パブリックコメントが始まりまして、5月12日までがパブリックコメントの期間でございます。その間意見が寄せられると思いますので、それに対して、もし大幅な変更がなければ、事務局と私のほうで寄せられたご意見に対する対応をとって告示を出す。大幅な対応だというふうに私が理解したら、もう一度この部会を設けるということ事務局にいたしたいと思っております。

その方向でよろしゅうございますでしょうか。内容と今後の取り扱いと2点。ご了解いただけますでしょうか。

では、ご了解いただいたということで、本議案、承認されたということにいたしたいと思っております。

それでは次の議事です。議事4、これはエレベーター保守点検標準契約書について。これは前回も〇〇委員のほうでワーキンググループを開催して精力的にやっていたということが報告されております。じゃあこれ、事務局のほうから。

【事務局】 引き続きよろしく申し上げます。

エレベーターの保守点検標準契約書について。資料は4になります。それから、参考資料としまして資料5-1と5-2を配付させていただいております。5-1と5-2の違いは記入例になっているものが5-2ということでございます。内容としましては一緒のものになります。

改めまして、本契約書の作成の経緯ですけれども、資料冒頭に記載がございますとおり、本部会における報告書ですとか、昇降機等事故対策部会における事故報告書におきまして、

建築物の所有者や管理者による適切な保守管理を行うために指針の作成が必要という指摘がございまして、平成24年の4月に「昇降機の適切な維持管理に関する指針（案）」というのをパブリックコメントをしております。本部会におきましては、前回意見募集の結果とともにご審議をいただいているところでございます。

本標準契約書につきましては、指針のパブリックコメントにおいて所有者、管理者が保守点検業者との保守点検契約を締結する際に使用できる標準の契約書を作成する必要があるという意見が多く寄せられたことがございまして、標準契約書の作成を進めているところでございます。それに向けて、本日より契約書（案）のパブリックコメントを実施したところでございます。

続きまして作成の考え方ですけれども、まず、必ずしもエレベーターの専門知識をお持ちでない所有者・管理者であっても使用できるというもので、指針を踏まえて適切な保守点検ができるように適正・公正な標準的な契約書として作成をしております。作成に当たりましては、管理組合などの所有者が使用する場合を念頭に作成をしておりますが、管理会社ですとか、公的建築物の所有者・管理者の保守点検契約に際しましても幅広く活用していただいて、利用者の安全のために役立てていただけるものと考えております。

続きまして検討の体制ですけれども、指針（案）のパブリックコメントの終了後に、本部会の委員でもございます〇〇委員に座長をついていただきまして、それから〇〇委員にも委員にご参加いただきまして検討会を開いておりまして、検討会が2回、それからその下に設置したワーキンググループを11回開催しておりまして、本契約書の作成を検討していただいているというところでございます。

ページ変わりますので、契約書の概要についてご説明をいたします。

構成としましては、一般的な契約事項を定める標準の契約書と、これに付随する形で、附属する形で業務内容の仕様などを定める標準仕様書によって構成されておりますので、一体のものとして使用するイメージでございまして、

内容としましては、業務内容や関係者の責務などを定めるものでございまして、ポイントとしましては、点検項目や頻度、修理や交換の範囲などを契約上に明確にするということですとか、現地で業務を行う者を業務担当者として所有者に明示しまして、その者の実績や実務経験などの条件を定めることですとか、点検ごとの文書による作業報告、説明といった内容を盛り込むとともに、そのほかに第三者への再委託ですとか、権利譲渡の禁止などの一般的な契約事項ですとか、維持管理計画の策定、不具合発生時の特定行政庁への

報告に対する助言や協力を行うことなどを契約条項として設けております。

資料4の4番のところの下に、構成の案としてその表が載せてございますけれども、エレベーターの保守・点検業務標準契約書という上の部分と、エレベーターの保守・点検業務標準仕様書という下の部分の構成になっておりまして、今ご説明をした内容が盛り込まれているというところでございます。

内容についてのご説明は以上になりまして、最後に今後の予定ということでございますけれども、本日より1カ月のパブリックコメントを実施することとしておりまして、パブリックコメントの結果を踏まえまして、先ほど申し上げた指針とあわせて6月ごろに公表する予定としております。

また、先ほどと同様に本日の審議後の進め方ですけれども、パブリックコメントの結果について、まずその検討会の座長でございます〇〇委員などにご相談をさせていただきまして、修正の必要があった場合につきましては部会長にご相談をした上で、大きな方針の修正などが必要な場合については、当部会に改めてお諮りをさせていただくと。軽微な内容につきましては、修正内容について部会長にご一任いただくという形で、同じような形で進めさせていただきたいというご提案をさせていただきます。

説明は以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

**【部会長】** はい、ありがとうございます。それでは今の議事の4番目でございますね。エレベーター保守管理点検契約書について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〇〇委員から何か、補足的によろしゅうございますか。

**【委員】** いえ、特に。

**【部会長】** はい。これは今日からパブコメで、1カ月ということで。

**【事務局】** はい、さようでございます。

**【部会長】** いかがでございましょうか。ワーキンググループで10回等にわたってご検討いただいておりますもので、今ごらんになって何か。多分記入例があると、後ろの5-2で大体おわかりだと思います。赤字がそれぞれの記入例、ここを書けと。ほかのところが標準の契約書ということで。

よろしゅうございますか。それではこの契約書について、パブリックコメントを今日から1カ月間実施して、その結果を反映すべきものがありましたら、〇〇委員のほうとご相談いただいて試案をつくと。その結果、軽微なものであれば、事務局と私の間で確認をして告示に出すということで進めさせていただきたいと思います。先ほどありましたよう

に大幅な変更になった場合は、先ほどと同じようにこの部会をもう一度開催して、内容を確認ということの手続をすることにいたします。よろしゅうございますか。内容と進め方。

特にご異議がございませんようでしたら、ご承認いただいたとして手順を進めさせていただきます。はい、どうもありがとうございました。

それでは議事の最後でございます。5番、特定行政庁より報告を受けた建築物における事故概要ということで、資料の、これは何番ですかね、5番ですね。5番について。これは事務局から。

**【事務局】** それでは、資料の5に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

前回の部会以降、28件の事故が特定行政庁より報告されてございます。事故原因、再発防止策について内容をご確認いただいて、事故原因が判明されているものについては調査を終了してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

それでは件数も多いので、同じ類似のものをちょっとまとめて説明する形で、ご説明させていただきます。

まず外壁のモルタル等、外壁の落下というものが8件、うち人的被害を伴うものが2件、いずれも軽傷でございます。ただ、資料5の1ページの最初の「以下は前回部会以降追加分」の最初のもの、それから2ページ目に、一番上と、それから下から2番目、それから4ページ目の一番上と一番下、それから5ページ目に上から3番目、それから一番下、それからあと6ページ目、一番上のところに1件ございます。

原因についてはそれぞれ調査中の岡山県、これ4ページの一番下ですが、この事故を除きまして、経年劣化によるものと考えられているということで、再発防止策としては劣化部分の除去、周囲の立入禁止等を実施してございます。調査中の岡山県の事故につきましては、比較的新しい建築物のガレリア部分の部材の落下ということで、現在原因について調査を行っております。

続きまして、吹き抜け等での転落が4件ございました。これ全てに人的被害がありました。死亡事故が2件ございました。これについては1ページの一番下のもの、それから3ページのところで、上から2番目、それから下から2番目、それから一番下ということでございます。原因については、吹き抜け部分の安全柵や手すりを乗り越えて転落したものが3件、段差部分にあった安全柵が経年劣化で壊れたもの1件、これにつきましては駅舎ということもありまして、鉄道会社で各駅の安全柵の点検を行っております。窓から自宅に入ろうとした1件を除きまして、手すりを高くする、あるいは吹き抜けへの進入防止策

といったものを講じてございます。

続きまして、立体駐車場からの車の落下が2件、これは重傷1件、軽傷1件でございますが、ページでいきますと2ページ目の上から2番目、それから5ページ目の一番上ですね。これでございますが、原因についてはいずれも運転の操作を誤ったということで、ブレーキ痕といったようなものは見られなかったことから、運転の操作を誤ったものと考えられております。

それから自動ドアでの事故、2件ございます。重傷1件、軽傷1件ですが、2ページの3番目、上から3番目、それから4ページの上から2番目でございます。これはセンサーの感知範囲外から斜めにドアに進入して、ドアに触れて転倒したということと、片開きの自動ドアで開かないほうのドアに間違っただけで進入して転倒ということでございます。これについては感知範囲を拡大する、あるいは片開きのものについては自動ドアを撤去して手動にするというようなことを対策として行っております。

それから、風力発電所の鉄塔部分から上の羽根ですね、ブレードと発電機等をおさめたナセル部分が落下したことが2件ございました。これは6ページの上から3番目と、それから7ページでございます。これについては現在周辺を立入禁止にして、現在原因を調査中ということでございます。

それから工事中の事故が5件ございまして、いずれも軽傷と重傷がございましたけれども、これページでいきますと2ページのところで、一番下のところで、これはホイールクレーンの限界を許容される限界を超えてクレーンが転倒したということでございます。それから3ページの真ん中、上から3番目のところに解体工事の足場が長時間強風で揺らされたところで部品が損傷して足場が壊れたということ、それから6ページのところになりますが、6ページの上から2番目のところで、これは中でのテナントの改装工事のときに仮間仕切りの板が風が吹き込んで倒れたということで軽傷が出ております。それから同じく6ページの一番下でございますが、タワークレーンを工事中組み立てているときに鋼材が落下したということで、これは原因について調査中ということでございます。

それからシャッターに挟まれて死亡した事故が1件ございまして、これは3ページになりますけれども、外部からシャッターを操作したところ、何らかの目的で中に再び戻ろうとして、閉じかけたシャッターをくぐったところで挟まれたということでございます。

それから4ページになりますけれども、4ページの上から3番目、ガラス戸に子供が走り込んで、割れたガラス片で首を切って亡くなられた事故が1件ございました。ガラス戸

に棧を追加し、あるいは今後棧を追加すると。それから強化ガラスへ変更するといったようなことで再発防止策を立てています。

それから5ページのところで、上から2番目ですが、老朽家屋、築60年が全壊いたしました。軽傷が1人ということで、家屋の撤去を行ってございます。

それから4ページでございますが、一番上の階の天井というか、天井スラブ、これの下面が剥離いたしまして、経年劣化で剥離ということで、下の居間のほうに落ちて軽傷が出ております。これは最上階の使用を停止、落ちた階の使用を停止して改修検討中と。

それからあと、5ページでございますけれども、5ページの下から2番目で、公衆浴場のサウナ室の天井懐の、これは換気の配管がまず腐食いたしまして、その脱落により天井裏側が高湿状態となって、天井のつり金具のほうに腐食して天井が落下ということで、軽傷者が出ております。これについては現在類似構造の施設も含めて使用を停止して、改修を計画中ということでございます。

雑駁な説明ですが、ざっと説明させていただきました。

以上です。

【部会長】 はい。ありがとうございます。それでは今の事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。これは内容的には特定行政庁から国土交通省に上がってきた事故例ということで。

【事務局】 はい、さようです。

【部会長】 ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

【委員】 簡単な質問なんですけど、風車が壊れた件。これの担当は国土交通省、建築基準法と関係あるんですか。

【事務局】 風車に関しましては準用工作物ということで、この構造体の本体のところについては建築基準法のほうで見てございます。ただ、機械の回るところに関しましては、基本的には電気事業法のほうで見ています。

【委員】 じゃあ、同じものを2つの省庁が担当している。

【事務局】 それは実は少し前から問題になっておまして、現在それを何とか整合性というか、簡単に申しますと、検査の手続で一括してできないかということで、現在検討しているという状況でございます。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 どうぞ。〇〇委員。

【委員】 3ページが一番上のシャッターでの死亡事故ですけれども、シャッターに異常はなかったと。その次のところに、障害物に当たった場合停止する安全装置はついていなかったと書かれていますが、これはあれですか。一般の住宅だとか、いろいろなところに入っていると思いますけれども、この法的な部分についてはどういうふうになっているんですか。つまり、学校で使うとか、いろいろなところでシャッターの事故というのはなくはなかったんですけれども、何か障害物に当たると必ず停止するとか、そういうふうなのが法的には別に担保されているという形ではないんですか。

【事務局】 シャッターについて、建築基準法なんかにつけられた防火用の、要するに火災の起きたときに自動的に閉まると。そういうシャッターは建築基準法の中に位置づけがございまして、この自動的におりてくる、こういうものに関しましては事故等がございまして、現在は一定の圧力がかかると停止するという装置がついてございます。ただ、こういう管理用シャッターの事故でございすけれども、これいってみれば自分で閉めると。こういうものに関しては、建築基準法の中には特段の規制は設けられてございません。

【委員】 何かちょっとね、例えば指をシャッターで切断したという大きな事故がありましたけれども、シュレッダーでね。あれも、別に法的には停止するというものではなかったんだけれども、ほかの会社ではいろいろ事故防止に資する製品をつくっていたというのがあったもので何かこういう、特別に物に当たった場合停止する安全装置はついていなかったというコメントがあるから、何らかのものがあるのかなと思った質問です。ありがとうございました。

【部会長】 これは今ご質問と、ちょっと感想的なコメントということで理解したいと思えますけれども。

事務局から何かお答えを。

【事務局】 この事故につきましては、外と内側に操作パネルがありまして、外側からもう操作して閉めかけたときに、ちょっと何の理由かはわからないんですが、1回中に戻って、それで出てくるときに挟まれたということで、非常に人為的な部分が大きいという事故でございました。

【部会長】 ありがとうございました。ほかに。相変わらず建築物の事故というのは、やっぱりかなり多発しているものだという理解だと思います。何人かの方がお亡くなりになっているようなことですので、ちょっと、国交省としてどのぐらい対応できるかということはかなり以前の、今〇〇委員からお話のあった防火シャッターのときにある荷重を感

じたらとめるといふときに、その場でも申し上げたような記憶があるんですけども、ぜひこういう事故があったといふのを、やっぱり広報しないとだめだといふことですよね。今回再発防止策として、例えば4ページの保育園の問題では所有者に対してこういうことをやったとか、それから自動ドアでセンサーの陰になっているところから進入しちゃったから、うまくとまらないでそのままドアが閉じる方向に行っちゃってといふことで、これは管理者にて、センサーの管理者がやったといふことですけれども、多分同類のシステムといふのは、まだ世の中にあると思うんですね。その人たちに対して、やっぱりこういう事故が起こっているから、潜在的なリスクを含んでいるから対応しなさいといふ、何かこう、そういう広報といふのは、1つはやっぱりホームページとかなんでしょうけれども、なかなか見てくれないといふのも現実なんだと思うんですね。何かいい策ないでしょうか。これは委員の方からもぜひお知恵を拝借したいと思うんですけども。事故を起こした当事者に対してはこういう対策がとれても、まだ保育園もたくさんあるだろうしといふことを考えると、何かいい策はないか。これは〇〇委員のようなお立場の方から。

**【委員】** それこそ消費者庁がもっとしっかりして情報を提供してもらいたい。国交省でも構わないですけども、そういう情報提供とか、どっちにミスユースなのか何なのかといふのはいろいろあると思いますが、そういう広報的な部分といふか、情報提供といふのはもっともっと消費者庁が一般の人に知らせる。それは両方から行ってもいいんですけども、まず消費者に知らせるといふのは、それはやっぱり消費者庁とか、国民生活センターとか、そういったところがもっともっとマスメディアにお願いしてやっていくといふしか、なかなか事故防止に繋がらないんじゃないかなと思いますけれどもね。ちょっと消費者庁の情報提供はもう一つのような気がしますけれども。部会長代理の、〇〇委員がメンバーに入っていますが。

**【委員】** 本来はかなりの部分は消費者庁の仕事だと思うんですね。情報発信はやっぱり弱いという気はしますね。今度、多分来月、意見交換がありますから、そこで申しておきます。

今と関連していますが、シャッターといふのはいろいろなものがあるけれども、どこが規制しているのですか。どこが主体でやることになっているのですか？ やっぱりすき間事案なんですか。

**【事務局】** シャッターについても先ほど申しました防火シャッターは、これ火災のときに自動的におりてくるといふものなので、特に防火設備といふことで基準法の中でも

ともと位置づけられてございましたので、そこについては先ほど申しました規制をしてございます。ほかの管理用シャッター、基本的にはもう自分で押して閉めるという性格のものでございまして、建築基準法の中では現在取り上げてございません。ありますのは、現在 J I S の基準が、この管理用シャッターについては J I S の基準がございまして、経産省担当の J I S の中に、こういう安全装置なんかについても記載されているという状況でございます。

【委員】 一種のすき間事案ですかね。学校だって相当シャッターはある。

【委員】 ありますね。事故がね。

【委員】 事故が多いですよ。

【部会長】 ありがとうございます。ぜひ、国土交通省のほうには情報公開ということで、こういった事案を消費者庁等に流すようなことを、ちょっと試みていただけないかと。今日のこの資料は、これが終わった時点では公開ということでよろしゅうございますね。

【事務局】 はい。

【部会長】 公開ですので、もし必要とあれば〇〇委員が消費者庁の参与という御立場ですので、情報提供をお願いするようお願いしたいと思います。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 それから……。

【事務局】 ちょっといいですか。

大したことじゃないんですけども、今日の説明を聞いていて、ちょっとこの短冊では情報がないと思いますので、少し検討させていただきます。ホームページに載せるときも、これじゃちょっとわからないので。説明は事故のカテゴリーごとに説明があったんですけども、これ、この資料は単に順番なものですから、あっち見たり、こっち見たりということになっていますので、カテゴリーで分けるだけでも、少し情報として違ってくる気がします。工夫させていただきます。

【部会長】 ちょっと再発防止策のところをポッと目を通していただいて、これどういう対応をしたかということだと思いますので、資料ご検討は結構だと思いますけれども。この資料としては公開されたと思ってよろしゅうございますね。

【事務局】 はい。

【部会長】 ぜひお願いしたいと思います。委員の中では〇〇委員もこういうご関係の

方だし、〇〇委員もご関係者だと思いますので、ぜひ潜在的なリスクを含むところに何とか情報を流すような努力をしていただきたいということを、委員会の中で要望しておきたいと思います。

どうもありがとうございました。それでは事務局からお話のあった、この事故に対する調査、こういう形で終えるものは終えるということをご了解いただけるでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ご意見はないということで、議事の5を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

残されたのが議事案件が終わりまして、あとは報告事項でございます。やはり事故関係の報告事項が5件と、それから追加的に耐震改修促進法の法律の改正の問題と、それから13日の早朝に起こりました淡路島付近に対する地震についてと、以上、計7つになると思いますけれども、順次報告をお願いしたいと思います。

1番目、石川県内エレベーターの戸開走行事故の調査の中間報告についてということで、事務局からお願い致します。

**【事務局】** それでは資料のほう、6をお願いいたします。平成24年10月31日に金沢駅前のアパホテルで戸開走行による死亡事故が発生しております。この件を受けまして、昇降機等事故調査部会のほうで平成25年2月8日に中間報告書を取りまとめ、公表しております。

エレベーターの製造については1ページ目にありますように、シンドラー社の製造、保守もシンドラーエレベータ株式会社でございますが、これは下請に出していたということです。エレベーターの諸元については記載のとおりなんです、(7)のところは巻上機がウォームギアW250型とございまして、これがシティハイツ竹芝で死亡事故が起きたときと同じ巻上機ということでございます。それから事故につきましては、巻上機についておりますブレーキのライニングという、ブレーキのドラムを挟むところの摩耗によって保持力が失われたということで、かごと釣合おもりとの重量のアンバランスから、かごと戸を開いたまま上昇したことによって発生しております。

事故の要因についてなんです、1点としてはブレーキの構造上の特性、それから2点目としまして、シンドラー社の保守点検の不徹底の2点が指摘されています。

まず2ページ目のところに、事故機のブレーキについてありますけれども、左の図のところにありますように、ブレーキの真ん中にありますドラムのところをスプリングの力に

よりましてアームが締めつけるということでブレーキがきくということです。逆にブレーキ側の開放をするときには、上のところにありますソレノイドという部品のところの電磁的な、ここに電流を流しまして、電磁的な力によってブレーキを開くということで、右のほうに図がございます。このソレノイドの働きに関しまして、ソレノイドの真ん中に入っておりますブランジャーの動きの余裕が小さい構造となっております。それで、ライニングが一定以上摩耗いたしますと、ブランジャーが中のリミッターというところに接触して、このアームがブレーキを締めつける保持側の動きを妨げる構造となっております。

続いて3ページをごらんいただきますと、事故機の状況に関する情報というところで整理しておりますが、この中でブレーキスプリングの設定寸法が65ミリとなっております。これはシンドラー社のほうで出しておりますブレーキの取扱説明書で許容されている最低寸法が69ミリということで、許容される以上の力でブレーキアームのほうを締めていたということになります。

それからちょっと4ページのほうを続いてごらんいただきますと、事故機のブレーキスプリングの長さの設定が短かったことから、ブレーキを開く力、ブランジャー推力というふうな力と、ブレーキを締めるばね力との関係を分析してございます。ブレーキを開く力につきましては、エレベーターの使用頻度が高くなったりすることでソレノイドのコイルの温度が上がりますと、電気抵抗が大きくなるということで発生する力が弱くなります。図の赤い2本の線の間で、そのブレーキを開くほうの力が変化していくということになっております。それで、このスプリングが短く設定されていたことから、ブレーキを開く力より締める力の方が上回るということとなって、これが図の中のスプリング設定寸法65ミリのばね力ということで、これが赤い、下のほうの開く力より上にいつているということで、時々ブレーキを締めたまま走行していたと。いわゆる引きずり走行が起きていたということとなります。

続いて5ページのほうをごらんいただきますと、これブレーキを引きずったまま走行していますとブレーキライナーが摩耗してきます。ブレーキライニングが摩耗してきまして、先ほどのソレノイドのところにあるブランジャーの予備のストロークがどんどん小さくなっていくと。ブレーキを引きずったまま動かしているものでありますので、摩擦熱でドラムが膨張いたします。その状態でさらにライニングの摩耗が進行いたしますと、ブランジャーがアームの動きを妨げるところまでライナーが摩耗していく。その後使用頻度が下がりますと、今度ドラムのところの温度が下がってきますので、ドラム自体が熱膨張してい

たものが収縮してくると。その収縮によってライニングとドラムの間ですき間が生じてブレーキの保持力がなくなるというようなプロセスが起きます。

ちょっと6ページをごらんいただきますと、先ほど2点あると言った事故の要因でございますが、事故の要因の第1点といたしましては、先ほどのブレーキの保持力がなくなるプロセスが発生します構造上の特性を挙げてございます。それから下の第2点というところから、シンドラ社の保守点検の不徹底ということで取りまとめてございます。これ、特に取扱説明書の改定があってもスプリングの設定値が実際に直っていないということや、あるいはライニングの摩耗があった場合にはその原因を明らかにして、それを取り除いてブランジャーを初期位置にリセットするといったようなことが取扱説明書で書かれているのですが、緊急点検の結果からはそうでないものも見られていると。それから取り外してはいけない摩耗を感知するセンサー、感知してエレベーターをとめるセンサーを取り外しているといったものも報告されて、事故機についても機能しないようになっていたということで、取扱説明書、改定はしていたんですけども、そのことを現場まで不徹底であったということが問題として認められております。

以上のような要因から、7ページになりますけれども、再発防止策として意見が書かれています。シンドラ社製の事故機と同様の特性のW型の巻上機を持っているエレベーターにつきましては、まず第1に所有者に対して二重の安全装置である戸開走行保護装置の設置を強く求めるということがございます。シンドラ社に対しては、そういった低廉な戸開走行保護装置の開発等の取り組みを求めてございます。これらについて特定行政庁を通して、まず所有者に要請を行っているところでございますし、シンドラ社に対しても国土交通省から要請を行いまして、現行のエレベーター部品を生かしたまま後づけできるような装置の大臣認定を取得させてございます。

それから戸開走行保護装置が設置されるまでの間は、ブレーキの安全性確保に関する法定の定期検査を1カ月ごとに実施させることを②のところでも求めてございますが、これにつきましては当面建築基準法の第12条第5項の報告という形で、既に4月から実施するよう特定行政庁を通じて所有者のほうに連絡をしているところでございます。これにつきましては今後、所要の省令のほうでその期間を決めてございますので、その改正と告示の改正、点検の内容を定めた告示の改正を行う予定でございます。

それから次のページに、8ページですが、W型以外のシンドラ社のものに対する措置ということでございますけれども、まず戸開走行保護装置の設置、それからブレーキに

関する検査ということについて、6カ月ごとに実施させるというふうなことを求めております。それからシンドラ社の検査体制の整備ということで社内検査マニュアルを整備し、あるいは検証を行うといったようなことを求めてございますので、これについては国土交通省のほうで内容を精査した上で、現在シンドラ社のほうで実施をしているということでございます。

それから最後の9ページのほうに意見の②ということで、シンドラ社以外のエレベーターにつきましてもブレーキの特性について調査を行うということが求められてございまして、これについては現在国土交通省のほうで調査を始めているところでございます。調査結果に基づきまして、シンドラ社のW型と同様の、例えば脆弱性があるものであれば、それについて同じような措置を講じていくことというようなことが今後されるということでございます。

以上です。

**【部会長】** はい、ありがとうございました。それでは1の石川県内エレベーター戸開走行事故調査の中間報告書に何かご意見。まあこれはご質問ですね。ご意見とご質問しかないと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。これは〇〇委員の事故調査部会の方で随分鋭意ご検討いただいたものだと。

**【委員】** 中間報告を出しました。

**【部会長】** これはあれですか。一番最後の……。

委員ですか。どうぞ。

**【委員】** 中間報告書ということですが、最終報告書というのに向けて、どんなことが今後検討されるのでしょうか。

**【委員】** これ、私が答えるよりは、事務局にお願いをいたします。

**【事務局】** 現在まだ事故について警察のほうでの調査もありますし、こちらの調査も残っている部分があるというところで、それについては調査を進めていくということと、それからほかのエレベーターに対する調査といったもの、そういったようなことも含めて今後さらに必要な措置があればそれを報告書に取りまとめたいと考えております。

**【委員】** ぜひお願いしたいのは、エレベーター一般が危ないのか、ある特定の要件を満たすエレベーターが危険性が高いのかというあたりのところを、何となく一般的にエレベーターが危ないと言われてもぴんと来ないので、ある特定の条件のものであるとすれば、そういうような説明がちゃんとあるような形で注意いただけると非常にいいのかなという

ふうに思っております。よろしく申し上げます。

【部会長】 これは、私あまり機械のメカニカルなことは詳しくはないんですけども、事務局からご紹介にあった、ブレーキ機能のこのW型という、いわゆる構造的な問題点というのと、それから若干そこに保守点検の問題点が複合していると。最終報告をどうするかということですけども、なかなかこういった複合要素についてのこれだという、多分私がおもんばかるに、事故調査部会のほうの部会長のご決断が、これが原因だということまで行けば最終報告書になると思うんですけども、中間か、その続編が出るかどうかは別にして、今の〇〇委員の最終報告書の形については、多分事務局のほうでご検討いただくということにさせていただきたいと思います。

【委員】 コメントいいですか。

【部会長】 あっ、どうぞ。

【委員】 今回の中間報告でハードウェア的な、技術的な原因はかなり解明されたと思われまうんですけども、実は保守点検と一緒に初めて安全が確保されているということを考えますと、保守点検にまつわる人間的な側面とか、制度的な側面とか、背景が相当あるはずですよ。やはり複合的な原因だというふうに思いますので、その辺もできたらちゃんと明らかにしたいとは思っています。実は警察とか、その他の関係もありますので、なかなか我々がどこまでできるかというのは、少し問題があるかもしれませんが、そちらに向かっていきたいと思っています。

【委員】 よろしく申し上げます。

【部会長】 〇〇委員。

【委員】 済みません。技術的な質問なんですけれども、ドラムが熱くなったらブレーキがきくんですけども、ドラムが冷えたのでブレーキがきかなくなったという説明だと思うんですが、この被害者は午後の2時50分ごろに事故が起こっているわけですけども、何か説明としては、朝いっぱい使ったんですかね、よくわからないですけども。お客さんが出ていくときにワッとたくさん使われて、それでしばらく使わなくなったからきかなくなったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【委員】 事務局、お願いします。

【事務局】 これサービスヤードの中に設けられている、いわゆるリネンとかの取りかえやらをするための荷物用のエレベーターということで、お客さんが出てから、午前中なりが使用頻度が高まっていくもの。その後、その最中におそらくいろいろ摩耗等が進んで、

最後は使用頻度が落ちたところでブレーキのききが悪くなってきたというふうに考えられてございますが、その時間経過その他についてはまだ確定的なことにはなってございません。

【委員】 まあ事故になってから科学的に表現をするという意味からいえば、そういうことも書いたほうがいいかなとちょっと思ったというだけですね。

【部会長】 報告書そのものに関しては意見は出るんですけども、それは多分この部会の話ではないということですので、書いたほうがいいかなというご発言に関してはお答えできません。

【委員】 削除します、はい。

【部会長】 まあ時間的な経緯は、これ多分一般的なホテルというのは3時か4時からチェックインということで、それにかけて多分部屋の掃除にかかっているというあたりで、使用頻度というのは警察やそういうところがちゃんと調べると思いますので、それらについてはこの委員会としてはタッチしなかったということです。

ちょっと私から質問なんですけど、この一番最後のページの、同様なシステムを持つほかの会社の機種というのは、これはやっぱりかなり各会社はつかんでいると思っていいんですか。

【事務局】 現在エレベーター協会等を通じまして調査をしているところですが、自分のところで使っているエレベーターについては、それぞれのメーカーのほうで把握はしておりますので、どういう条件のものということで、今しっかり調査ということでやってございます。

【部会長】 わかりました。どうぞ、〇〇委員。

【委員】 これは〇〇委員のほうなのかなと思いますけれども、事故の要因といったところで、次の2点が指摘できるというと、構造上の特性であるということですよ。これを、いわゆるデザインディフェクトというか、設計上の欠陥という言葉がPLにありますけれども、そういうところの欠陥、複合的にいろいろの面で起きるものはもう起きると思うんですけども、欠陥とまではちょっと断言はできないということになりますでしょうか。

2点目は速やかな是正がなされていなかったことというようなことになると、これはアメリカで訴訟になると、ピューニティブダメージとか、懲罰賠償のような感じがしますけれども、その辺でいろいろな立場で難しいと思いますが、構造上の特性というので、

ここに書かれているのを見れば、若干設計上の欠陥といってもいいのではないかという感じはしないでもないんですけども、いかがでしょうか。

【委員】 はい。私からちょっと意見を。脆弱だ、つくりが弱いという気はしますけれども、ちゃんと保守点検をやれば安全を保てるという構造でありますので、これをもって欠陥というわけには、私は指摘できないというふうに思います。

それから実際二重ブレーキでなかったというのは、これはご存じのように既存不適格不遡及の原理で、我々としては、特にここについては補助金出してやってほしいということはしています。実は設置されていなかったということで、よってこれが民事上どうなるかというのは、我々はそこまで関与しない。要するに現実がこうであって、こういう状況だったということを明らかにする。どういう責任で、どういうふうに責任分担をするかというような話は、専門家である裁判官だとか、警察のほうにお任せするというのが事故調査委員会の立場であります。

【委員】 はい。(〇〇委員のご意見や事故調査委員会としてのお答えは解りました) どうもありがとうございました。

【部会長】 はい、ありがとうございました。ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

じゃあ、こういう報告ということで終了させていただきたいと思います。

それでは次に類似点として報告(2) ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果について、それから(3)の認知症高齢者グループホームの火災概要及びその後の対応についてということで、これは事務局。

【事務局】 私のほうから資料7と資料8に基づきまして、続けてご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料7でございますが、ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果についてということでございます。こちらのほうは昨年8月の当分科会において、事故の概要についてはご報告させていただいた案件でございまして、その後緊急点検、フォローアップ調査等行っておりますので、その後の対応についてご説明させていただきたいと思います。

火災の概要でございますが、昨年の5月13日に発生してございまして、被害者は死者7名、負傷者3名ということでございます。

建物の概要でございますが、鉄筋コンクリート4階建て及び木造2階建てということでございまして、当初木造の旅館を新築をし、その隣に鉄筋コンクリートのホテルを新築し

たという形で行っていました。建築基準法に適合しない項目、していない項目ということで明らかになってございますが、1つは構造制限ということで、木造部分と鉄筋コンクリートが一体になった構造になってございまして、その木造部分が耐火建築物、ホテル等に要求される耐火建築物になっていなかったということでございます。また、堅穴区画という、その下に書いてございますが、階段の区画なしということで、防火戸は設置されていなかったということと、あと異種用途区画ということで、1階の駐車場とホテルを仕切る戸が、これも防火戸になっていないというふうな違反がございました。あと内装制限、階段の幅員、排煙設備、非常用照明装置ということで、建築基準法に違反している項目が明らかになってございます。

この火災を踏まえまして、その下に書いてございますが、緊急点検を実施してございまして、去年の8月15日時点で10月2日に一旦公表してございます。その後もフォローアップ調査を実施してございまして、今年1月31日時点の状況を3月26日に公表してございます。こちらのほうが全国のホテル、旅館、これの3階建て以上でありまして、昭和46年以前に新築されたものということを対象に調査をしてございまして、1,797件ございます。そのうち建築基準法、防火避難規定に関する違反を把握したものについては859件ということでございまして、そのうち是正済みのものが一番下に書いてございますが、110件ということでございまして、まだ未是正のものが数多くあるということでございます。

そういうことを踏まえまして、一番下でございまして、国土交通省より関係特定行政庁に対しまして、未是正物件に対する是正指導を徹底するように改めて依頼したというところでございます。

また、2ページ目でございますが、この本火災が起こりました福山市において、建築物の防火・避難の安全性を確保するための指針というものを検討されてございまして、今年2月に公表されてございます。その中で建築部局が新たに取り組む施策ということで、2ページの下半分にかけて書いてございます。幾つかの項目がございまして、まず1つは定期報告ということに関係しているものでございますけれども、上の欄でございまして、定期報告の義務づけというものがございまして、その対象建築物の具体名称と、あと報告されているかないかという状況を報告するというふうなことを大きく考えておられるということでございまして、それを通じまして定期報告の報告率の向上を上げたい、向上を図りたいというふうな考えているところでございます。

また、2つ目でございますが、防災査察というのが下の欄でございますけれども、年に2回に建築防災週間に防災査察というふうに行っておられました。これを計画的に年間の実施計画をつくって実施をするというふうなこと、これは現地の立入調査ということでございますが、を実施するというところでございます。

また3つ目、違反でございますが、違反につきましてはその命令という行政処分をするに当たりまして、妥当性、公平性の観点から審議する機関を設けたいということで考えているようでございます。そういうことを通じまして、適切な建築基準法違反に対する命令措置を図っていきたいというふうなことを考えておられるようでございます。

また4つ目、連携ということでございまして、これは建築部局、福祉部局、消防部局と、関係する部局が会議をつくりまして、全庁的な体制で防災査察、違反是正の指導を実施するということを考えております。

また一番下でございますが、これ消防法のほうで防火対象物というものになっているものがございまして、その一定の防火対象物に対しまして、毎年立入検査を実施いたしまして、消防関係法令、あと建築基準法に適合すると認める防火対象物についてはホームページで公表すると。違反のものではなくて、適合するものについては公表するというようなことを福山市のほうで新たな取り組みということでお考えになっているということでございます。

以上、ご報告でございます。

あともう1点でございますが、資料8でございます。こちらのほうは今年の2月に長崎県長崎市のグループホーム、認知症高齢者グループホームで発生しました火災に関する内容と、その後の対応ということでございます。

火災の概要については今申し上げたとおりでございます。被害者が死者5名、負傷者7名ということでございます。

建物の概要といたしましては、鉄骨造の一部木造ということで、4階建てということになってございます。用途としましては、グループホームと事務所と住宅の複合用途ということでございます。延べ面積のところの下に書いてございますが、グループホームにつきましては1階から2階の部分がグループホームだったということでございます。

建築基準法令の違反ということで書いてございますが、平成22年の4月に長崎市による緊急点検に応じて、この現場の立ち入りをされて、指摘をされておるということでございます。この当時は非常用出入口の高さ不足とか、そちらのほうに書いてございます

防火戸の不備の違反を発見をしまして、この同じ年の9月に現地再確認をしまして、進入口の是正確認を行ったということですが、防火戸が不備だったということを確認をし、指示をしたというところでございます。

今回、そこには書いてございませんが、建築基準法の違反につきましては4階部分が木造の増築であったというふうなことで、これも耐火建築物の要件を満たしていないということでありまして、防火区画、非常用照明等々の建築基準法違反があったということが、今回の火災を踏まえて調査に入ったところ、明らかになっているということでございます。

この認知症高齢者グループホームに関しましては、その下の欄に書いてございますが、平成22年3月に札幌で発生しました火災を受けて緊急点検を実施しておりまして、その後フォローアップも進めてきているということでございます。最新のフォローアップ調査の結果につきましては、昨年9月30日でございます、去年の12月に公表してございます。全国の認知症高齢者グループホームの件数でございますが、9,969件ということで報告を受けてございまして、そのうち建築基準法の防火・避難規定に違反したものであるということで、これまでに把握したものの件数を含めて1,551件ということでございます。そのうち、違反の是正済みのものと未是正のものとの件数でございますが、一番下でございます。未是正のものについては669件ということございまして、今回の火災の起こりましたグループホームベルハウス東山手につきましては、この違反未是正物件の669件に含まれるということが明らかになってございます。

こういうことを含めまして、今回の火災を受けた対応ということで、一番下でございますが、この火災後、2月12日でございますけれども、全国の特定行政庁に対しましてこの未是正物件について迅速な違反是正のさらなる徹底を要請したところでございます。

具体的には、全ての未是正物件について立入調査を行いまして、改善計画の速やかな提出を求めて報告をするように指導のお願いをしてございます。また、正当な理由なく是正が行われないというものにつきましては、建築基準法の9条の命令がございますので、その是正命令を行うということもあわせて要請をしているというところでございます。

2ページ目以降が、この火災の火災概要ということで、状況の写真を載せているところでございます。写真では一見3階のように見えますが、下のほうにもありましてこれ1階、右上のほうの写真が1階から4階までを示してございますが、この4階部分が木造ということでございます。

その次のページでございますが、平面図を載せてございまして、1階、2階、3階、4

階と、4階の部分が木造部分というものでございました。火災は2階の10号室付近から出火をしているというところでございます。

あと最後でございますが、4ページ目でございます。こちらのほうも長崎市におかれまして、検討プロジェクトチームというのを立ち上げられまして、グループホーム等の防災安全対策というものをこの3月にまとめられておられます。

グループホーム火災事故に関する課題ということで、行政としての課題、事業者の課題、法や制度上の課題ということで整理をされておまして、今後の対応策というところを見ていただければと思いますが、幾つか、4つございますけれども、1つが関係部局間の情報共有と協力体制の構築ということでございます。その中で、上でございますが、改修工事等の是正が必要な事業所について、福祉部局、建築部局、消防部局が連携をしまして、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行い、利用者の安全が確保できる状態まで是正ができるように取り組みをするということを取り組もうとされているところでございます。また、各部局の事業所への指導内容につきまして、横の連絡を徹底するということで連絡表というものを活用して情報共有をするということもございます。

あと2つ目でございますが、事業者への指導徹底ということでございますけれども、各部局が相互に連絡調整を行って情報共有を図りまして、連携した是正指導を行うということでございます。特に建築基準法に違反し、是正されない事業者については、指導、是正勧告、是正命令を行って、従わない場合につきましては認知症高齢者グループホーム指定の停止、取り消しも視野に入れた指導を行うということを考えておるということでございます。

また3つ目が国への働きかけ、4つ目については事業所と行政、地域の一体的な取り組みというようなことで、今後の対応策をまとめておられるというところでございます。

以上、ご説明でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの(2)と(3)、福山の件と長崎の件につきまして、委員の皆様方からご意見、そうですね。ご意見とご感想も含めて、何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

私のほうから、いずれの件についても福山市と長崎市のほうで対応をとっていただいて、最後のページにまとめていただいたような取り組みを始められたということは、非常に残念な事故の結果ですけれども、進めていただければと多分願うところだと思うんですが、いずれの資料もどうも言外に、特に福山のほうは直接的に厳格な指導というのを毅然たる

態度で臨むと。長崎のほうも指導、是正勧告、是正命令に従わないということで、かなり指導強化を図っていらっしゃると思うんですけども、これは国としては応援していただけないかというのが私の個人的な意見なんです。やっぱり悪いものはちゃんと、もう使わせないということで、ぜひこの資料に関しては、今多分指導課としてできることはこの資料をほかの自治体にも見られるようにして、公表されますので見られると思いますけれども、いろいろな自治体が新たな取り組みをしているということをご報告していただきたいということをお願いしたいと思います。これも有効なる広報というのはなかなかいい手段を思いつかないんですけども、福山と長崎が事故の教訓を踏まえて、人という命の上に立ったこういう形での新しい取り組みを提案されているということをご報告、ほかの自治体にも広げるようにしていただきたい。

ほかに何かございますか。要望的なもの。どうでしょうか。〇〇委員、何かありますか。

【委員】 いや……。

【部会長】 ご専門の、いずれも火災で非常に多くの命が、特に長崎のほうは災害弱者に当たる方だと思うんですけども。

【委員】 老人福祉施設の方に、どのような管理をすればよいか問われた時に自宅で療養されている人の負う火災死亡リスクと、こういう施設で治療、手当を受けていただく方の負うリスクがイーブンぐらいが目標ですよと答えています。

住宅でも障害のある人の死亡リスクはかなり高いわけで、あまり安全、安全と追い詰めていくと、施設規模はどんどん小さくなって行って、本当に危ない人がそこへ追い詰められていくので、その辺をどうするかというところが、実は行政的判断としては非常にむずかしいと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。感想ということで。ほかにご意見、特になければ次の報告に進みたいと思います。

それでは次に、報告の（４）と（５）、若干ちょっと性格が違いますけれども、（４）については電気給湯器等の転倒防止対策について、それから平和台駅エレベーターの、これシュケンと読むのでしょうか。シュサクですかね。主索、要はつり上げているロープですね。ロープですね。つり上げているロープの破断事故への対応についてということで、これいずれも前報告いただいたものでございます、事務局からお願いいたします。

【事務局】 公布済みの告示の報告でございますので、簡潔にご説明をさせていただければと思います。

資料9でございまして、給湯設備の転倒防止対策についてでございます。それから参考資料3としまして、改正した告示を添付させていただいております。

簡単に背景でございますけれども、東日本大震災におきまして、住宅に設置された給湯設備が転倒被害が発生したということでございまして、転倒防止を図るために告示の改正を行ったということでございます。1ページ目下はそのときの被害の状況等ということでございまして、ページをめくっていただきまして、実際に公布されている告示の内容ですけれども、満水時の総質量が15キロを超える給湯設備を対象としまして、転倒防止を図っていただくということでございます。具体的には(2)の仕様ルートと(3)の計算ルートというのがございまして、仕様ルートについては底部を固定する、それから上部、底部を固定する、もしくはその壁面につけるといったようなものを、それぞれアンカーボルトの仕様などを定めております。それから、それ以外の方法による場合ということで、こちらに示してございます標準震度に合わせまして計算をしていただくというようなことで、告示を公布しております。公布日につきましては平成24年の12月12日、施行については4月1日ということで、既に施行してございます。

これが資料9の説明でございます。

続きまして資料10でございますけれども、平和台駅エレベーター主索破断事故への対応についてでございます。それから参考資料につきましては、参考資料に4-1と4-2というのを添付させていただいております。

東京メトロ有楽町線平和台駅で主索が劣化して破断した事故を受けまして、事故調査報告書が取りまとめられております。この告示の改正はその対応ということでございまして、原因としましてはエレベーターの主索が内部損傷などで劣化していたにもかかわらず、適切に点検が実施されることがなかったということでございまして、内部損傷についての検査内容を定める告示改正ということになっております。

2ページ目ですけれども、改正告示の内容ということがございまして、検査箇所、(1)の内部損傷に対応した基準の追加というところで検査箇所の追加、曲げ回数が多い箇所というのを追加するということになっております。それから要是正判定基準として、内部損傷のおそれのある部分についての判定基準を追加したりとか、そういった基準の追加をしまして、公布日が同じく平成24年の12月12日に公布してございます。施行につきましても先ほどと同日ということで、平成25年の4月1日という形で、こちらも公布済みの告示ということでご報告させていただきました。

以上でございます。

**【部会長】** はい、どうもありがとうございました。これはもう既に4月1日からいずれも公布されております告示についての報告でございます。何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

私もちょっと参加しましたけれども、平和台駅エレベーターのようにだんだん、あのときも申しましたけれども、新しい社会とともに出てくる新しいシステムということで、何かちょっと我々も、次の社会がどうなるかを予想していかないとなかなか対応が先に回らないよなという感想を持ちました。これは感想でございます。あんなエレベーターってあるのかなという。1階と2階しかとまらないからという。ふえましたよね。やっぱりハートフル法の影響か何かで。かえってあれですかね。渋谷みたいに深いほうがいいんですかね。

では、最後に当たりましたけれども、追加の報告として皆様方のお手元に机上資料ということで2枚、別組みに分かれたもの。机上資料といっても、お持ち帰りいただいて結構ですね、これ。耐震改修促進に関する法律の一部を改正する法律案。これの進行状況と、それから4月13日に発生いたしました淡路島付近を震源とする地震についての被害状況等についてご報告いただきたいと思います。これは事務局。

**【事務局】** はい。それでは、2つの資料をご説明申し上げます。

まず、耐震改修促進法の改正案についてでございます。こちらのほう、今国会に提出しております、進行状況といたしましては、今週中にも衆議院の委員会における審議が一応予定をされているという段階に来ております。

今回、この改正法を提出しました背景といたしましては、地震防災戦略におけます平成27年までの建築物の耐震化率9割という目標の達成のために、耐震化を一層促進することが必要であると。また、南海トラフの巨大地震ですとか、首都直下地震といったもの、こういったものの被害想定の中でも東日本大震災を超えるような甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されているというふうなことで、そういった中、建築物の耐震化を加速するため、施策の強化を図ることが喫緊の課題という認識のもとに、今回の改正案を提出しておるところでございます。

改正案のポイントは、まず1点目が耐震化の促進のための規制の強化でございます。具体的には耐震診断を義務化をすると。一定の建築物について。そして耐震診断結果を公表するという制度を法律上規定しております。この義務化の対象の建築物ですが、まず1点

目は、平成27年末までに耐震診断をしていただくと。義務化する建物といたしまして、病院ですとか、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用する建築物、あるいは学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものといったもの、これを平成27年末までに耐震診断を義務づけるというものがあります。

また、都道府県あるいは市町村が耐震改修の促進計画というものを法律に基づいて策定する、その計画の中に公共団体が位置づけた場合、それは公共団体が指定する期限までに耐震診断を義務化するという、そういう規定を盛り込んでおります。公共団体が指定をする緊急輸送道路などの避難路の沿道の建築物、あるいは都道府県が指定をする庁舎や避難所など、その防災拠点となる建築物、こういったものを地方公共団体が計画の中に位置づけますと、その位置づけられた期限までに耐震診断をしていただくという規定でございます。

また、そのほか下に黒い字で書いていますが、全ての建築物の耐震化の促進のために、マンションを含む住宅、あるいは小規模な建築物などにつきましても耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務というものを法律に規定をしております。

一方こういった規制強化ともう一つの柱といたしまして、耐震化の円滑な促進のための措置というものも規定をしております。具体的には、耐震改修をする際の耐震改修計画の認定という制度、これは現在もございますが、その認定の対象となるような耐震改修工事の対象を拡大をするというものでございます。また、その場合、その容積率ですとか、建ぺい率の特例措置を設けるというものでございます。

ちょっと小さくて恐縮ですが、そこに右側に写真がございますけれども、新たな認定対象となる工事といたしまして、そういう外づけで増築をするような耐震補強の工事、こういったものも認定の対象とし、またこういったものにおいて容積率ですとか建ぺい率の特例を設けるというものでございます。

また、耐震性に関します表示制度というものも創設をいたします。これは耐震性が確保されている旨の、行政庁から認定を受けた建築物について、その旨を建物所有者が表示をできるという制度でございます。

また、マンションの耐震改修につきましても、区分所有法上4分の3以上の決議要件になっておりますが、これを必要性の認定を受けた区分所有、例えばマンション等につきましては、大規模な耐震改修を2分の1の決議でできるという規定を設けております。こういった法律上の規制強化、あるいは促進のための措置とあわせまして、その下に書いてあ

りますが、支援措置の拡充といたしましては、昨年度の補正予算、あるいは今年度の当初予算におきまして、助成措置、補助金、交付金等の国からの上乗せの措置をまろもろ用意をしておるところでございますが、こういった規制強化とあわせて、そういう支援措置の拡充など相まって、耐震化を強力に推進していこうという法律でございます。

もう1枚の紙でございますが、13日の早朝、淡路島付近を震源として発生した地震についての状況でございます。震源につきましては淡路島付近、地震の規模はマグニチュード6.3と推定されております。各地の震度は、兵庫県の淡路市におきまして震度6弱というような震度を記録しております。

下のほうに行きまして、被害の情報でございますが、人的被害につきましては負傷者が26名、重傷7、軽傷19というような状況。建築物の被害でございますが、住家の被害が半壊が26棟、一部損壊が1,791棟、非住家の被害が半壊で8棟というようなことで、主に兵庫県内の建物において建築物の被害が報告をされております。

そのほか、公営住宅ですとか、URの賃貸住宅、公共賃貸住宅については特に被害情報は入っておりません。また、エレベーターの閉じ込め被害については3件の報告がございました。ただし、人的被害は特になしということで報告を受けております。

以上が、13日の早朝、これ淡路島付近を震源とした地震についての概要でございます。以上、資料の説明は以上でございます。

**【部会長】** はい、ありがとうございます。それではただいまの耐震改修促進に関する法律の進捗状況と、淡路島付近を震源とする地震についての概要報告、何かご質問等ございますでしょうか。

耐震改修促進法に関しては、基準制度部会のほうでも議論してこの案にたどり着きまして、住宅局として平成27年末までの数値目標をかなり掲げたということで、ぜひ住宅局もさらに一層なる努力が必要ではないかと思われま。いろいろな方から聞くと、27年の3年度までにこれだけの目標を掲げたということは、かなりの覚悟を感じるので、ちゃんとやれるような体制をぜひお願いしますという要望があったことを申し上げておきます。

次はちょっと質問なんですけれども、この淡路島近海でエレベーターの閉じ込め事故が3件ということなんですけれども、エレベーターというのはとまっているときには何か装置は働くんですか。つまり、これ早朝だったから閉じ込め事故は3件で済んだんですけれども、いわゆる地震管制装置が働いたエレベーターというのはもっとあるんじゃないかと思うんです。そのあたりの情報はお持ちなんですか。それともとまっていると地震管制装置

は作動しないんですか。

【委員】 最近のものは当然作動しているはずで、要するに閉じ込められるというのは多分古いタイプのもので、最寄りのところまで行かないでとまっちゃっている。最近のものはほとんど最寄りのところまで行ってちゃんととまるようになっているはずです。

【部会長】 いや、私がお聞きしたかったのは、これ土曜日でしたよね。土曜日の朝の5時というのは、さすがそんなに使っていない、つまりエレベーター自身としてはそれぞれの着座階でとまっていた状態が多かったと思うんですよね。とまっていたエレベーターに大きな加速度を感知すると、エレベーターの管制装置というのはどうなんですか。次来てもすぐ動く状態なんですか。それともしばらくとめておく状態なんですか。

【委員】 それは誰かわかります？ とまっている場合も含めて。

【事務局】 よろしいですか。はい。間違っていたら済みません。P波感知装置等がもしついている場合は、とまっている状態でP波等を感知した場合は、すぐには動かないようになっていると思います。

【部会長】 すぐには動かない。

【事務局】 はい。とまっている状態になっています。

【部会長】 例えば3時間たてば、いわゆる地震があったかなかったかにかかわらず、使えるんですね。それとも、どなたかが見ないと使えないような状況になるんですか。

【事務局】 震度によるかと思うんですが、大きい地震が起きれば保守をされている方がメンテナンスに来て動かすという処理になりますけれども、小さければ普通に動くことになるかと思います。

【部会長】 何かつい、動いているときにどうとまるという話はよく聞くんですけども、多分この時間帯のエレベーターはほとんどとまっている状態で、地震が起こると地震管制、エレベーター管制というのはどういうシステムでエレベーターを動かすのか、とめるのかというあたり、これはわかり切っていることなんでしょうか。

〇〇委員、詳しいですか。じゃあ〇〇委員。

【委員】 私は詳しくはありませんが、2年前の3・11のときの職場のエレベーターを動かし始めるのかどうかということで大変悩みまして、庁舎についている強震記録と突き合わせしながら、仮に動かしていたら何回ぐらいとまっていたんだろうということを気にしながら調べたんですが、結局ある一定以上の揺れがあるととまる。あるいは、その揺れがちょっと小さいと最寄り階に行くとか、何かそういうような管制になっているよう

です。たまたま人が乗っていると、あるいは扉がうっかり揺れて開いたりすると、扉が開くとまたとまっちゃうんですね。ですから、安全装置が働いてとまると。結果としてそこに人がいると閉じ込めが起きると。ここの3号館の建物だったかな、何号館か忘れちゃったけれども、エレベーターの中に簡易トイレと水とか何かが置いてあるのがありまして、もし缶詰になったらそれで少しはしのいでくださいということかと思います。

よろしいですか。ちょっと別の質問なんですけど、耐震改修法を一部改正する法律案の中で、建築物の耐震化のための耐震診断とか、耐震化のためのいろいろな耐震改修計画とか、あるいは支援措置という中に、今し方説明がありました、例えばエレベーターだとか、エスカレーターの耐震措置とか、天井の耐震措置というのは、これは含まれると考えたほうがいいのか、いや、これは従前の仕組みの枠組みの中で考えてきているから、構造・骨組みに限った話なのかというあたりは、どういうふうにかえたらよろしいんでしょうか。

**【事務局】**　そこについては今回きちんと整理をしたいと思っております。今回の法律では、いわゆる構造耐力上主要な部分に限って決めて、それ以外の部分については別途の措置で対応するというので、従来指針の中に一部設備系が入っていたり、内外素材も入っているんですけど、そこは整理をしたいというふうに思っています。先ほどのような考え方で整理をしたいと思っております。

**【部会長】**　ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかにないようでございますので、ただいまの改修促進法の進行状況と淡路島の地震の速報版を含めまして、報告案件について報告を受けたということにさせていただきたいと思っております。

以上で本日の議事を終わらせていただきます。ほかに事務局から何か連絡事項ございませんでしょうか。

**【事務局】**　次回以降のスケジュールでございますが、これにつきましてはまた別途調整をさせていただきたいと存じます。

なお、本日の議事につきましては、事務局で議事録として取りまとめた後、委員の皆さんに確認をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは本日、長時間にわたるご審議大変ありがとうございました。以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

— 了 —